

球磨村告示第30号

令和 7 年第 7 回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 8 月 27 日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和 7 年 9 月 4 日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君	西林 尚賜君
宮本 宣彦君	板崎 壽一君
東 純一君	嶽本 孝司君
舟戸 治生君	高澤 康成君
田代 利一君	

9 月 9 日に応招した議員

同 上

9 月 12 日に応招した議員

"

○応招しなかった議員

令和7年 第7回 球磨村議会定例会会議録（第1日）

令和7年9月4日（木曜日）

場所 球磨村議会議場

議事日程（第1号）

令和7年9月4日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一部事務組合議会報告

日程第4 報告第5号 令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第5 認定第1号 令和6年度球磨村一般会計決算の認定について

日程第6 認定第2号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第7 認定第3号 令和6年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第8 認定第4号 令和6年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について

日程第9 認定第5号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について

日程第10 議案第48号 球磨村議會議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第49号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

日程第12 議案第50号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第13 議案第51号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一部事務組合議会報告

日程第4 報告第5号 令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第5 認定第1号 令和6年度球磨村一般会計決算の認定について

日程第6 認定第2号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第7 認定第3号 令和6年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第8 認定第4号 令和6年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について

日程第9 認定第5号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について

日程第10 議案第48号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第49号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

日程第12 議案第50号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第13 議案第51号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

出席議員（9名）

1番 永椎樹一郎君	2番 西林 尚賜君
3番 宮本 宣彦君	4番 板崎 壽一君
5番 東 純一君	7番 獅本 孝司君
8番 舟戸 治生君	9番 高澤 康成君
10番 田代 利一君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子 書記 野々原真矢

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上藤 宏君
教育長	大瀬 克彦君	政策審議監	門垣 文輝君
代表監査委員	日陰 啓一君	総務課長	高永 幸夫君
復興推進課長	藏谷 健君	税務住民課長	大岩 正明君
保健福祉課長	友尻 陽介君	産業振興課長	琳 辰生君
農業委員会事務局長	山口 智幸君	建設課長補佐	佐々木 亨君
会計管理者	松舟 祐二君	教育課社会教育係長	岩本 紘一君

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第7回定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第7回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、6月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、6月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員、板崎壽一君にその報告をお願いします。板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） おはようございます。6月定例会以降の例月出納検査の結果についてご報告のほうを申し上げます。

令和7年5月、6月、7月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正、非違の点は見受けられず、全て適正がありました。

数字等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますので御覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、2番、西林尚賜君、3番、宮本宣彦君を署名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会議は、本日から9月12日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月12日までの9日間に決定しました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） おはようございます。それでは人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和7年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和7年8月27日午前10時から人吉

球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

五木村議会の議員の任期満了に伴い、議長が決定するまで、人吉市、田中哲副議長が議長の職を行いました。

日程第1、仮議席の指定では、議長選挙が終わるまで着席の席を仮議席と決定しました。

日程第2、議長選挙では、指名推選で行うことが決定し、8名の選考委員により推薦をされた球磨村、田代利一議員が全会一致によって議長に当選をされました。これにより、田代利一議員より、議会運営委員会委員の辞職届が追加日程と審議されることが決定されました。

新たに、追加日程第1号の追加1を配付し、議事日程に従い審議を行いました。

追加日程第1、議会運営委員会委員の辞職では、まず、田代利一議員が退場した後、辞職について審議し、許可することに決定をいたしました。新たに、追加日程第1号の追加2を配付し、議事日程に従い審議を行いました。

追加日程第1、議席の指定では、五木村から新たに選出をされました議員の議席を、16番、西村久徳議員、17番、園田久議員に議長から指名をされました。

追加日程第2、会議録署名議員の指名では、人吉市4番、西信八郎議員、錦町6番、早田和彦議員が指名をされました。

追加日程第3、会期の決定では、人吉市、宮崎保議会運営委員会副委員長の報告の後、会期を8月27日の1日間に決定をされました。

追加日程第4、議会運営委員会委員の選任では、五木村の改選に及び議長選挙によって欠員となっている委員2名を、下球磨の地区の議員から選出し、山江村、18番、中村龍喜議員、球磨村、21番、永椎樹一郎議員が選出され、議長から指名をされました。議会運営委員会が開催され、委員長に山江村、中村龍喜議員が互選されました。

追加日程第5、行政報告では、理事会代表理事から令和7年第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

追加日程第6、議案第10号人吉球磨広域行政組合職員の育児休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、追加日程第7、議案第11号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、追加日程第8、認定第1号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出の認定について、この3件を一括して、理事長代表理事から提案理由の説明を受けました。続けて執行部から、議案第10号及び11号の2件の補足説明を受け、議案ごとに審議、採決を行い、原案のとおり可決をいたしました。

続けて、会計管理者から認定第1号の補足説明を受けた後、続けて、代表監査委員から決算審査意見の報告を受けました。認定第1号の審査については、委員を8名とする令和6年度決算特別委員会を設置し、特別委員会へ付託することに決定をいたしました。新たに議事日程第1号の

追加3を配付し、日程に従い審議をいたしました。

追加日程第1、令和6年度決算特別委員会の設置については、各地区から、人吉市、川上紗智子議員、人吉市、宮崎保議員、多良木町、前田文議員、湯前町、遠坂道太議員、水上村、杉野久志議員、相良村、川邊一徳議員、山江村、本田りか議員、球磨村、永椎樹一郎議員の8名が選出され、議長から委員に指名をされました。直ちに、第1回令和6年度決算特別委員会が開催をされ、委員長に湯前町、遠坂道太議員、副委員長に人吉市、宮崎保議員が互選され、議長から報告をされました。

追加日程第9、同意第3号監査委員の選任につき同意を求めるについてでは、不在となつてゐる議会選出監査委員について、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、審議、採決を行い、原案のとおり同意され、議会選出監査委員として新たに、多良木町、源嶋たまみ議員が選任をされました。

追加日程第10、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長報告についてでは、第5回委員会の調査内容及び正副委員長協議結果について、委員長から報告を受けました。

追加日程第11、委員会の閉会中の継続調査及び審査については、議会運営委員会及び新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会並びに令和6年度決算特別委員会の各委員長から申出が提出され、申出のとおり了承されました。

最後に、組合議会会議規則第43条の規則規定により、議決された事件についての条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

全ての審議を終了し、閉会をいたしました。

以上、令和7年度第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議報告について報告をいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） おはようございます。それでは報告いたします。

令和7年8月25日、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開かれました、令和7年8月第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会の会議結果を報告いたします。

会議の結果、日程第1、議席の指定においては、1番、中村俊也議員、五木村選出、2番、黒木正照議員、相良村選出、3番、松村太議員、人吉市選出、4番、平田清吉議員、人吉市選出、5番、西孝恒議員、山江村選出、6番、東純一議員、球磨村選出、7番、村上恵一議員、人吉市選出、8番、竹田農利人議員、錦町選出、以上が指定をされました。

日程第2、会期の決定では、令和7年8月25日、1日間と決定をいたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名では、7番、村上恵一議員、人吉市選出、1番、中村俊也議

員、五木村選出が指名をされました。

日程第4、議案第1号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

令和8年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立、支援の拡充に関わる項目のうち、育児時間の取得パターンの多様化等及び仕事と育児両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に対応するため、関係条例を改正するもの、両議案ともに令和7年10月1日施行で、両議案ともに原案可決いたしました。

日程第6、議案第3号令和7年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）について。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,170万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,791万9千円とするもので、増減の内訳といたしましては、歳入分担金及び負担金4,256万4千円の増額、組合債8,570万円の増額、繰越金344万5千円の増額、歳出につきましては、消防費1億2,858万3千円の増額、予備費312万6千円の増額、増減の内訳につきましては、お手元の資料でご確認をお願いしたいと存じます。原案可決をいたしました。

日程第7、議案第4号人吉下球磨消防組合監査委員の選出につき同意を求めるについて。

知識経験者の高瀬久人監査委員の任期満了に伴い、新たに山江村出身の平田辰也氏を監査委員に選出することにつき同意を求められ、全会一致で同意しました。原案同意いたしました。

日程第8、議案第5号人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めるについて。

前議員選出監査委員の川邊正美議員の任期満了に伴い、新たに人吉市選出の平田清吉議員を監査委員に選任することにつき同意を求められ、全会一致で同意いたしました。原案同意です。

日程第9、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告では、第19回、第20回の消防庁舎建設に関する特別委員会を開催した概要について報告があり、19回については、特別委員会前委員長の竹田農利人議員が、人吉下球磨消防組合議会議長に選任されたことから、委員長の辞任が申し出られ、特別委員会にて委員長の互選を行い、松村太議員が委員長に、これに伴い、副委員長も不在となつたため、副委員長の互選を行い、東純一議員が選出をされました。

報告事項として、消防本部中央消防署庁舎建設について、建設地近隣町内へ消防庁舎建設に関するスケジュールについて説明会を実施したこと、資料を回覧したことについて報告がありました。さらに、今後の事業スケジュールについても説明がありました。

会議の閉会中においても、必要に応じ特別委員会を開催することを確認し、閉会をいたしました。

これにて報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

それでは、これから議案の上程を行います。

日程第4. 報告第5号 令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（舟戸 治生君） 日程第4、報告第5号令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。令和7年第7回球磨村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、ここに第7回定例会が開会されますことに厚く御礼を申し上げます。今回の定例会では、報告1件、認定5件、議案4件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、上程いただきました報告第5号令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げます。

財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

まず、一般会計に赤字額がある場合の赤字の程度を表す実質赤字比率及び一般会計に特別会計を含めて算定する連結実質赤字比率につきましては、算定の結果、該当なしとなっております。

次に、公債費及び公債費に準じるもの付加が財政規模に対してどの程度であるかを示す実質公債費比率につきましては7.5%となっており、昨年度から0.6ポイント上昇しております。実質公債費比率を単年度で見ますと、地方債の元利償還金は令和5年度より減少するなどして下降しているものの、令和4年度から地方債の元利償還金は4億円台で推移していることから、3か年の平均で算定する実質公債費比率は上昇しております。

損債残高のほか、一般会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた将来負担比率につきましては、該当なしとなっております。

また、公営企業会計の資金不足比率につきましては、本村の公営企業である簡易水道特別会計に資金不足はないことから、資金不足比率は該当なしとなっております。

以上の結果から、いずれの比率も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、健全な財政運営がなされていることをご報告いたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 報告が終わりましたので、本案件につきまして質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつておあり、ほかに質疑がありませんので、これで報告第5号についての報告を終わります。

日程第5. 認定第1号 令和6年度球磨村一般会計決算の認定について

日程第6. 認定第2号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第7. 認定第3号 令和6年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第8. 認定第4号 令和6年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について

日程第9. 認定第5号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、認定第1号令和6年度球磨村一般会計決算の認定についてから、日程第9、認定第5号令和6年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定についてまでは、令和6年度一般会計及び特別会計の決算認定についての議案ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました認定第1号から認定第5号について、提案理由をご説明申し上げます。

これらの決算につきましては、令和7年7月17日付で、監査委員に決算審査をお願いし、詳細に審査され、意見書を提出いただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

各決算の数値は、千円単位で申し上げます。

まず、認定第1号令和6年度球磨村一般会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は73億5,146万6千円、歳出総額は67億6,942万7千円で、歳入歳出差引額5億8,203万9千円となっていますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支額は2億7,919万9千円となります。

次に、認定第2号令和6年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は5億4,632万円、歳出総額は4億7,452万8千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は7,179万2千円となります。

次に、認定第3号令和6年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は5,632万3千円、歳出総額は5,612万3千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は20万円となります。

次に、認定第4号令和6年度球磨村介護保健特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は7億8,873万5千円、歳出総額は6億6,162万5千円で、歳入歳出差引額及

び実質収支額は1億2,711万円となります。

最後に、認定第5号令和6年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は2億2,326万4千円、歳出総額は1億6,051万1千円で、歳入歳出差引額6,275万3千円となっていますが、このうち翌年度へ繰り返すべき財源を差し引きますと、実質収支額は4,355万6千円となります。一般会計及び各特別会計の決算につきましては、各決算書及び決算審査意見書をご参照いただきたいと存じます。

なお、決算審査意見書においてご指摘いただいております。

各事項につきましては、今後是正に努力していく所存でございます。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） ここで、令和6年度球磨村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の結果等についての報告を求めます。球磨村代表監査委員、日陰啓一君。

○代表監査委員（日陰 啓一君） おはようございます。ただいま議長から報告を求められました、令和6年度球磨村一般会計及び特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

今回の決算審査の対象としましては、令和6年度球磨村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書、併せて財政の健全化判断比率、資金収支比率及び当該比率の暫定基礎となった事項を対象としたところでございます。

審査は役場会議室において、令和7年7月23日から30日までのうち6日間にわたり実施をしました。審査の方法は、監査基準によるほか決算書、その他関係諸帳簿、諸書類に基づく件数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、各課から提出があった事業成果等の資料及び決算の数値について関係職員から説明を聞き、財政運営は適正であったかどうかを審査をいたしました。

全般的な審査の結果として、違法な点は見受けられず、決算件数は正確であることを確認しました。また、予算の執行、収入支出事務の処理及び財産管理につきましても、概ね適正であることを確認しましたものの、予算流用や不用額の処理については改善が必要であると指摘をしたところでございます。

また、支出事務においては支出遅れが見受けられました。このことについては、その都度、例月出納検査において、口頭または観察結果報告書において文書でも指摘をしております。支出においては、予算額と支出額を定期的に確認して、適期に支出されることに努めていただきたいと思います。審査意見につきましては、決算審査意見書の中にも詳しく述べているとおりですが、決算の概要、併せて審査意見についてご報告をさせていただきます。

まず、令和6年度の一般会計歳入決算額は73億5,146万6千円で、前年度より32億

1,159万2千円の減額となっています。財源の財源構成上から見た自主財源と依存財源の構成比率は、租税等からの自主財源が30.98%、国・県支出金等の依存財源は69.02%で、前年度と比較すると自主財源が4.29ポイント増となっています。依存財源の比率が減となつた主な理由としましては、地方交付税や災害公営住宅建設完了に伴う国庫支出金の減によるものです。また、損債につきましては、対前年比4億9,402万4千円の減で、被災前に借りていました臨時財政対策債の償還が終わったことが主な要因です。地方交付税におきましては、前年比7億1,284万7千円の減となっています。収入未済額は1,053万1千円で、昨年度から13万1千円減少しています。財源基盤の強化を図るためにには、自主財源の確保が重要であります。損債等につきましては、負担の公平性、公正性の観点から、今後も正確な所得の把握に基づく課題に努められ、確実な収納に取り組まれますようお願いをします。

なお、善良な納税者の納税意識を失しないよう、滞納者へは納税に対する理解を求めるとともに、滞納者や未納額の解消に努め、時効による不納欠損につながらないような対策と事務処理をお願いするものです。

歳出決算額は67億6,942万7千円で、前年度と比べると24億1,788万円の減少、実にして約26.32%減となっております。歳出の内訳の主なものとしましては、神瀬地区小規模住宅改良工事や避難路整備工事、農業用施設、林業用施設及び公共土木施設の再開復旧に関する経費です。歳出決算額から歳入決算額を差し引いた歳入歳出決算額は5億8,203万8千円で、翌年度に繰り越すべき財源3億283万9千円を差し引いた実質収支額は2億7,919万9千円で、翌年度に繰り越されております。繰越明許費は、地域炭素移行、再エネ推進事業、被災住宅移転促進宅地整備事業、緊急自然災害防止対策、農業用施設、林業用施設、公共土木施設災害復旧事業等に係る予算などの全37事業で、事故繰越額を含めた翌年度繰越額は14億3,516万8千円となっております。

次に、特別会計について申し上げます。

まず国民健康保険特別会計では、歳入総額5億4,632万円、歳出総額4億7,452万8千円、実質収支額7,179万2千円で、収入未済額が556万4千円となっており、徴収努力や不納欠損処理により308万7千円の減となっております。

国保税においても保険者が減少する中、滞納者や未納額の解消に努め、時効による不納欠損につながらないような対策と事務総理をお願いするものです。また、国保会計については、村民の健康管理が大きく影響します。関係各課と連携を図り、村民の健康維持と疾病予防対策を臨みます。

次に、後期高齢者特別会計では、歳入総額5,632万3千円、歳出総額5,612万3千円、実質収支額20万557円が翌年度に繰り越されております。

次に、介護保険特別会計では、歳入総額7億8,873万5千円、歳出総額6億6,162万5千円、実質収支額1億2,711万円で翌年度に繰り越されておりますが、収入未済額が43万900円となっており、今後においても、滞納者や未納額の解消に努め、不納欠損につながらないような対策と事務処理をお願いするものです。

また、介護保険料につきましては、高齢者福祉計画及び介護保険事業の見直しに伴い、昨年度から被保険者の負担が重くなっております。介護保険料の抑制には、国保事業と同じく、健康管理に加えて要介護状態になるのを抑えることが重要であります。現在、実施しております介護予防事業の効果を高め、介護保険事業の安定した推進を求めます。

最後に、簡易水道特別会計では、歳入総額2億2,326万4千円、歳出総額1億6,051万1千円で、翌年度に繰り越すべく財源1,919万7千円を差し引いた実質収支額は4,355万6千円で、翌年度に繰り越されております。

簡易水道事業につきましては、今後、施設の維持管理の経費が懸念されますが、将来にわたって安心安全な水を供給するために、適正な水道料金を考慮し、さらに安定した運営を望みます。

以上のとおり、全ての特別会計においても黒字をもって繰り越されておりますが、今後、財政面も厳しさを増すと思われますので、なお一層、確かな歳入と経費の節減を図り、健全経営に進めていただきたいと思います。

次に、財産に関する調書につきましては、公有財産・有価証券・出資による権利、債券等は会計管理者及び各課保管の台帳において整備をされておりました。

次に、基金運用でございますが、その管理については、適正かつ効率的になされていることを認めました。6年度の減災基金に2億6,832万円、公営住宅施設維持管理基金に7,603万5千円の積み増しも行われていますが、基金の運用はその目的に沿って長期的な財政計画の下で、より効率的な運用に努めていただきたいと思います。

次に、財政運営を総合的に判断する財政関係指数を見ますと、財政運営の健全性を示す指標である実質収支率は21.9%で、前年度から10.2ポイント下降しております。財政力指数は0.19、財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率の経常収支比率は81.9%で、昨年度から1.1ポイント上昇しており、財政の硬直化が進んでいることが伺えます。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政健全化比率の指標及び資金不足比率を審査した結果、全ての指標が健全化基準内に入っております、審査の結果、良好であると認められました。

以上のとおり、一般会計及び特別会計の財政運営については、全般的に違法、不当な歳入、歳出はなく、総合的に見て概ね適正であったことを認めます。

一勝地交流センターにつきましては、審査意見書でも述べておりますが、今後の運営につきましては、施設設置の目的を達するために早急に対策を講じていただきたいと思います。

近年、本村は令和2年7月豪雨災害以降、人口減少が加速していましたが、現在は鈍化傾向にあります。しかし、出生児の減少も相まって人口は依然として減少しています。このような人口減少をどう捉え、村民の福祉の向上、村の活性化につなげるかが大きな課題であります。現在、本村の財政状況は安定した状態とはいえ、今後も自主財源を含めた財源の確保と併せて、常に事務事業の精査を行い、効率的な予算の執行が求められます。令和2年7月発生した豪雨災害の復旧事業は引き続き進められていますが、復興に係る事業も計画されております。これらの事業におきましては、本村の将来を見据え、事業計画と事業実施を望むものであります。近年、異常気象とも言える台風や豪雨等に加えて、地震による自然災害が各地で発生しており、憂慮される事態であります。このような中、いまだ自宅等の再建途中の方々の早期の生活再建と復興事業を的確に進め、併せて村民一人ひとりのさらなる福祉の向上を強く望むものであります。

終わりに、先ほど来申し上げましたように、今後も健全で安定的な財政運営の推進のため、限られた財源の中、村民にとって何が必要かを見極めるとともに、事務事業の無理、無駄を省き、将来にわたって魅力と活力ある持続可能な球磨村の実現に取り組まれることを期待します。

以上、報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） ただいま球磨村代表監査委員、日陰啓一君より、令和6年度球磨村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の結果等を詳しくご報告いただき、ありがとうございました。日陰啓一君におかれましては、大変ご苦労さまでした。ここで退席をお願いします。

お諮りします。本件については、会議規則第39条第1項の規定により、全議員9名を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、全議員9名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

日程第10 議案第48号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、議案第48号球磨村議会議員及び球磨村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第48号球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行例の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布、施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、国の選挙公営単価改定に合わせて、球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスター印刷に係る公費負担額を引き上げるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第11. 議案第49号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

日程第12. 議案第50号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第13. 議案第51号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、議案第49号令和6年度球磨村一般会計補正予算についてから、日程第13、議案第51号令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてまでは、令和6年度の一般会計及び特別会計の補正予算ですので、3議案を一括して上程します。本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第49号から議案第51号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第49号令和7年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたします。

初めに、予算書11ページの財産管理費では、塚ノ丸団地における早期の入居を推進するために案内看板を設置いたします。また、村有別府峯住宅において屋外玄関等の老朽化が進んでいるため、木造からコンクリート造に改修する費用を計上しております。

次に、災害対策費では、県に委託して整備を進めています被災住宅移転促進宅地整備事業について、資材及び物価高騰に加え、避難路整備の法面工事において流水が確認されたため、その対応が必要となったことから、委託費を補正しております。

予算書12ページの児童福祉総務費では、過疎地域の保育所における保育料の確保や強化を図ることを目的とする国のモデル事業を活用し、補助金を計上しております。

予算書13ページの農業振興費では、農業生産条件が不利な田畠の区画整理に対する村独自の補助金を計上し、高齢化や担い手不足の進む中山間地域での農業の低コスト化及び未耕作地の拡大防止を図ってまいります。

次に、林業振興費では、県の補助金を活用し、椎茸生産組合へ保冷庫の購入に対する補助金を計上し、椎茸の価格や品質面での競争力がある生産構造への転換を促進することで、林産物の生産力、生産者の所得の向上を推進してまいります。

次に、森林環境費では、作業道整備費、林業用機械導入費、森林環境保全整備費、施設整備費

に係る費用を補助することで、森林環境整備を推進してまいります。

予算書14ページの河川改良費では、高沢地区内清水川の護岸がこれまでの大雨により崩壊しており、公民館側を侵食していることから、護岸工事に係る費用を計上しております。

次に、事務局費では、学校施設検討委員会を設置し、一勝地での学校建設の整備の在り方について検討してまいります。予算書15ページの学校管理費では、児童生徒が安全に通学できるように、スクールバスを3台更新することとしております。

次に、保健体育費では、令和4年度から取り組んでいる村トレイル事業において、村のPRや交流人口の促進イベントとして位置づけ、継続を検討しましたが、整備に費やす時間や費用を勘案した結果、今年度は中止と判断したため、減額しております。交流人口の促進については、観光振興計画を踏まえ、様々な角度から検討を行ってまいります。

次に、林業用施設災害復旧費では、令和7年6月の豪雨により被災した林道大瀬線の法面崩壊について、令和7年発生災害復旧事業として査定を受けたことから、工事費を計上しております。

次に、公共土木施設災害復旧費では、令和5年発生災害復旧事業の査定を受けている村道神瀬高沢線において必要な工事が増えたことから、追加費用を計上しております。

歳入につきましては、国・県支出金を事業費や交付決定に合わせて補正するとともに、基金繰入金、地方債等を追加しております。なお、地方債は第2表にお示ししておりますとおり、令和7年発生林業用施設災害復旧事業の増額等を行い、補正しております。このようなことから2億5,656万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ58億4,586万8千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第50号令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、令和6年度の介護給付費及び地域支援事業費が確定したことに伴い、社会保険診療報酬支払基金への介護給付費及び地域支援事業費交付金の返還として、償還金を増額しております。

歳入につきましては、これら支出の財源として繰越金を計上しております。

このようなことから1,758万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億8,838万9千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第51号令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、布設整備費において、昨年度測量設計を実施した栗林第1踏切配水管布設工事について工事を実施するため、工事請負費を補正しております。工事の実施に当たっては、JR九州との実施協定により執行予定としております。

歳入につきましては、地方債の補正を行っております。

このようなことから1,200万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,546万5千円とする予算を編成したところでございます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月9日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前10時51分散会
